

鉄道運輸規程における客車内「死体」持ち込み禁止条項の向こう側

Why The Railway Transport Rules Prohibit to Bring a Cadaver onto the Carriage ?

濱 雄亮

Yusuke Hama

要旨

1942年に改正され今も有効な「鉄道運輸規程」には、客車内に「死体」を持ち込むことを禁止する条項がある。本稿では、この条項はなぜ制定されたのか、どのような「死体」が持ち込まれていたのか、それはなぜか、新聞記事に基づいて検討した。その結果、条項制定の理由は不明であるが、昭和初期から1970年頃までの間には、客車内や改札内に死産あるいは殺害された乳児の「死体」が遺棄される事件が一定の頻度で発生していたことが明らかになった。加えて、客車内や改札内に遺棄したことは伝統的な死産児・随胎児処理との連続性がある可能性があることと、その親は社会的に孤立している傾向があるという点では前近代と非連続的であることが示唆された。

キーワード： 鉄道運輸規程 間引き 嬰兒殺 近代化 公共空間